

前期基本計画 平成27年度 基本施策方針書

政 策 : 02 健やかで笑顔にあふれ、互いに支えあうまちを目指します

基本施策 : 02 安心と希望のある生活への支援

主管課長職・氏名	生活福祉課長 菊池 靖
関係課長職・氏名	

1. 基本施策の実現状況を明らかにする

(1) 基本施策が4年間でめざす姿

	<p>生活に困窮するなど様々な生活上の困難を抱えている方が、関係機関の包括的な相談やさまざまな支援を受け、それぞれの課題を解決できる状態を目指します。また、希望を失いかけた方が、地域であたたかく支援を受ける中で、社会とのつながりや周囲から支えられていることを実感し、自己有用感や自尊意識を回復し、それぞれの希望に向かって前向きに足を踏み出すことができるような状態を目指します。</p>
--	--

(2) 基本施策目標値の達成状況

No	この基本施策に関わる基本施策目標指標	基準値	上：戦略目標見込値／下：達成値					目標値	進捗状況
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	進捗率(%)	
1	暮らし 単 位 % 滝沢市はみんなが支え合うことで地域の課題を解決できる市だと思っている割合	41.7	43	45	47	50	51	-	
			-	-	-	-	-	0.0	
2	幸福 単 位 % 滝沢市で幸せに暮らしている人の割合	61	62	64	66	68	70	-	
			-	-	-	-	-	0.0	
	単 位								

(3) 基本施策を構成する施策及び目標値の達成状況

No	施 策 名 施 策 目 標 指 標	基準値	上：戦略目標見込値／下：達成値					目標値	進捗状況
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	進捗率(%)	
1	暮らし 単 位 % 02020100 要保護者等への支援 滝沢市はみんなが支え合うことで地域の課題を解決できる市だと思っている割合	41.7	43	45	47	50	51	-	
			-	-	-	-	-	0.0	
2	幸福 単 位 % 02020100 要保護者等への支援 滝沢市で幸せに暮らしている人の割合	61	62	64	66	68	70	-	
			-	-	-	-	-	0.0	
3	暮らし 単 位 % 02020200 生活に困窮している方への支援 滝沢市はみんなが支えあうことで地域の課題を解決できる市だと思っている人の割合	41.7	43	45	47	50	51	-	
			-	-	-	-	-	0.0	
4	幸福 単 位 % 02020200 生活に困窮している方への支援 滝沢市で幸せに暮らしている人の割合	61	62	64	66	68	70	-	
			-	-	-	-	-	0.0	
	単 位								

前期基本計画 平成27年度 基本施策方針書

政 策：02 健やかで笑顔にあふれ、互いに支えあうまちを目指します

基本施策：02 安心と希望のある生活への支援

主管課長職・氏名	生活福祉課長 菊池 靖
関係課長職・氏名	

2. 基本施策の実現に向けての現状を認識する

(1) 基本施策目標の進捗状況分析

市制施行により福祉事務所が設置され、生活保護業務などの事務が県から市に移譲されており、市役所全体で健康福祉に関わる業務を包括的に実施できる環境が整備されています。

(2) 基本施策の実現に影響する社会環境変化

非正規雇用の増加、「血縁」や「地縁」の希薄化、孤立化など雇用環境や経済社会の構造的な変化などにより、誰もが生活困窮に至るリスクに直面しています。生活保護制度の見直しや生活困窮者自立支援制度の施行等により、市役所において、生活に困窮する方々に対して、地域も含めた総合的な支援を行う仕組みを構築することが求められています。

(3) 政策との関連性

失業や疾病など生活上の様々な困難によって生活に困窮した場合でも、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度などのセーフティネットにより、全ての市民が健やかで、安心できる暮らしが守られるよう支援します。また、生活に困窮した方々に対し、市役所が中心となって、地域も含めた総合的な支援を行う仕組みを構築することにより、健やかで笑顔にあふれ、互いに支えあうまちづくりの礎となるよう取り組みます。

3. 基本施策の実現に向けての取り組みを決定する

(1) 基本施策の達成（実現）に向けた基本計画内の取り組みと方針

- 生活に困窮している方々に対し、安心できる暮らしが守られ、また、それぞれの方々に希望を持っていただけるよう、市役所を中心として、地域も含めた総合的な支援を行う仕組みづくりを行う必要があります。
- 生活保護の受給者など要保護者等への支援については、生活保護などの業務が県から移管されて間もないことから、生活保護運営体制の整備や充実・強化を図っていく必要があります。
- 平成27年4月に生活困窮者自立支援制度が施行され、生活保護に至る前の段階から、生活困窮者の方々に早期に包括的な相談や支援を行う仕組みを構築する必要があります。
- ケースワーカーなど相談支援に当たる職員の育成や支援技術の向上を図るとともに、総合的・包括的な相談体制の整備や機能の充実を図ります。また、庁内や庁外の関係機関との支援のネットワークを構築し、段階的に地域まで広げていき、基本計画の最終年度までには、地域の中で、ニーズの掘り起しや新たな社会資源との連携づくりなど、地域全体で支援する仕組みを充実させることにより、生活に困窮した方々の安心した生活、希望ある生活の実現に向けて取り組みます。

(2) 基本計画期間内の取り組みと方針のうち、平成27年度の重点課題

- 研修機会を確保するなど、ケースワーカーを育成するとともに、健康福祉部内の連携体制を強化し、支援ネットワークの構築に努めます。
- 生活困窮者自立支援制度の施行により、総合相談窓口の設置など相談支援体制の整備を行います。

(3) 基本計画期間及び平成27年度重点課題に基づく優先順位の考え方

- 生活保護法施行に係る事務事業、中国残留邦人等支援給付に係る事務事業、行旅死亡人等取扱事業、生活困窮者自立支援制度の必須事業
- 生活困窮者自立支援制度の任意事業

